第60号

郵政産業ユニオン PIWU TOKYO
郵政産業労働者ユニオン東京地方本部
104-0031 東京都中央区京橋3－6－3
京橋通郵便局5F
TEL・FAX 03-3535-5447
piwutokyo@yahoo.co.jp

「マイナンバー郵便」配達はじまる

必要人員配置で安全・確実な配達を！

最繁忙期直前の11月に入り「マイナンバー」郵便が搬入され、配達が始まります。当初、搬入は10月を予定されていたようですが、遅れているようです。このままでは年賀販売や小包繁忙、年末の郵便物の増加など、年末繁忙にずれ込み「大変な状況になる」との心配の声が上がっています。

誤配達・開封との報道も　「あわてず確実に」が一番

東京地本は、このままでは時間外労働、廃休・非番日買い上げが年末繁忙へとつづき社員の健康に大きな影響を及ぼす懸念もあり、労働条件の確保、健康管理に万全を期すことを求めて10月26日に東京支社に下記の要求書を提出しました。

すでに、全国的には10月から配達が始まっていますが、「誤配達、開封」との新聞報道もありました。東京では、どこの職場も日常的な人員不足となっています。会社は、業務量に見合った人員配置を行い、社員の労働条件の確保と健康管理に万全を期し、安全・正確な配達ができる環境を整備すべきです。

―マイナンバーに関する要求―

1、 11 月から各局がマイナンバー郵便の配達を行う予定であるが、年賀郵便の販売、お歳暮ゆうパック繁忙、年末に向けた郵便物の増加等業務量が多くなってくることに対してどのような対策をとっているのか、明らかにすること。
2、 各支部への情報提供は迅速に行い、組合要求には誠実に対応すること。
3、 大型マンションや団地に対する対策はあるのか。事前に会社側の責任において管理組合等への連絡をし、オートロックを解除させ、直接玄関ドアのインターホンでの戸別配達ができるようにしておくこと。
4、 連続出勤を最大 6 日とし、廃休・非番の買い上げは極力最小限とすること。また、強制はしないこと。
5、 36 協定の特別条項について、適応することについての考え方を明らかにすること。また、サービス残業とならないように勤務時間管理の徹底をすること。特に、休憩時間が取れなかった場合については必ず休ませること。
6、 再配達に対して、「マイナンバー郵便」だけの特別な時間帯にすること。